

障がい者スポーツ活動支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日
福祉保健部
障がい福祉課

(趣旨)

第1条 県は、障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大及びスポーツを通じた共生社会を実現するため、予算で定めるところにより、県内の障がい者スポーツクラブに対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 別に定める宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営要綱に基づき、登録をしているクラブであること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び市町村の条例の規定により、
個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第3号）
 - (3) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(計画変更の承認)

第6条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合には、概算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る障がい者スポーツ活動支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助額
<p>障がい者スポーツクラブの活動に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技用具購入費・修繕費 2 競技団体等への登録料及び競技大会等の参加料 3 活動に要する会場使用料 4 競技用器具の運搬に要する経費 5 活動に要する事務運営経費 6 障がいの特性に応じて特別に必要と認められる活動経費 （車いす使用者の高速道路使用料や視覚障がい者のガイドヘルパー利用料等） 7 クラブ会員のスポーツ傷害保険加入に要する経費 	<p>2万円以内</p>